

事務連絡
平成28年2月17日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

「審査請求文書受付・送付簿」の改正について

「審査請求文書受付・送付簿」の四半期ごとの報告（以下「報告」という。）については、平成22年3月29日付け労災保険審理室長事務連絡「『審査請求文書受付・送付簿』の電子化様式について」によって指示しているところであるが、今般、当該様式等を別紙のとおり改めるので、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正内容

- (1) 「審査請求文書受付・送付簿」(別紙1)について
様式中「受付年月日・受理年月日」欄を「受付年月日」欄及び「受理年月日」欄に分け、「決定・移送年月日」欄を「決定年月日」欄及び「移送年月日」欄に分ける。
- (2) 『争点』欄の略語の対照表(別紙3)について
対照表中「9号」を「8号」に改める。

2 留意事項

- (1) 平成28年度以降に受け付けた審査請求事案については、本改正後の様式(別紙1)に記入すること。
なお、報告をするに当たっては、「審査請求文書受付・送付簿の記入方法」(別紙2)を参照の上、「差出人名・受取人名」を削除したファイルを当室審査第一係あてにメールで送信すること。
- (2) 平成27年度以前に受け付けた審査請求事案については、本改正前の様式によること。
- (3) 報告期限については、次のとおりとする。

報告対象期間	報告期限
第1四半期(4月～6月)	7月5日
第2四半期(7月～9月)	10月5日
第3四半期(10月～12月)	1月5日
第4四半期(1月～3月)	4月5日

(別紙1)

審査請求文書受付・送付簿

受付・送付番号	受付年月日	受理年月日	事件名	争点	差出人名 受取人名	決定年月日	移送年月日	処理期間	決定区分	併合等	備考	印
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

「争点」欄の略語の対照表

※下線部が今回の改正箇所。

「争点」欄の略語		争点の内容	
業務 上 外	腰	争いがあるもので 業務 上 外 の 認 定 に	腰痛に係るもの
	脳8号		脳血管疾患及び虚血性心疾患(8号事案)に係るもの
	脳1号		脳血管疾患及び虚血性心疾患(8号事案以外)に係るもの
	振		振動障害に係るもの
	上		上肢障害に係るもの
	じ		じん肺等に係るもの
	精		精神障害に係るもの(自殺及び自殺未遂を除く)
	精(自)		自殺又は自殺未遂(精神障害に係るもの)
	石肺		石綿による肺がん
	石中		石綿による中皮腫
	石他		その他の石綿による疾病
	他疾		その他の疾病に係るもの
	外		上記以外のもの
労	労働者であるかどうか	争いがあるもの	
通	通勤災害の認定	争いがあるもの	
支	支給制限について	争いがあるもの	
治	治ゆ認定の時期	争いがあるもの	
再	再発であるかどうか	争いがあるもの	
障	障害等級の認定	争いがあるもの	
受	受給権等について	争いがあるもの	
給	給付基礎日額の算定	争いがあるもの	
常介	介護(補償)給付に係る常時介護を要する障害の程度	争いがあるもの	
随介	介護(補償)給付に係る随時介護を要する障害の程度	争いがあるもの	
介他	介護(補償)給付に係る上記以外のこと	争いがあるもの	
石新	「石綿による健康被害の救済に関する法律」	に基づくもの	
他	そ	の他	

参考2 關係判例

目 次

裁判例の内容・判決年月日・裁判所	頁
○審査官決定に対する取消訴訟 ○審査官と行政通達の関係 ○参与会の運営・利害関係を有する参与 昭和61年11月28日長崎地方裁判所判決	352
(内容) 審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否、審査官が行政通達等に拘束されるか否か、参与会の運営方法、利害関係を有する参与の関与等に関する裁判例	
○書類の閲覧請求 昭和54年8月29日札幌地方裁判所判決 昭和56年11月26日札幌高等裁判所判決	357
(内容) 審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権に関する裁判例	
○口頭意見陳述 昭和60年6月28日大阪高等裁判所判決 (内容) 審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことが審査手続の重大な瑕疵となるか否かに関する裁判例	360
○審査請求期間経過 昭和59年10月30日広島高等裁判所判決	362
(内容) 法定の審査請求期間を経過した審査請求に関する裁判例	
○再審査請求期間経過 昭和59年9月26日広島地方裁判所判決	364
(内容) 法定の再審査請求期間を経過した再審査請求に関する裁判例	
○審査官の不作为 昭和43年5月22日名古屋地方裁判所判決	366
(内容) 審査官の不作为に関する裁判例	
○審査請求前置主義 平成7年7月6日最高裁判所判決	367
(内容) 審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がなされない場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求を経ずに処分取消の訴えを提起することができるかに関する裁判例	
○訴願人の死亡と裁決の効力 昭和27年12月27日松山地方裁判所判決	369
(内容) 訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力に関する裁判例	

審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否、審査官が行政通達等に拘束されるか否か、参与会の運営方法、利害関係を有する参与の関与等に関する判例

昭和61年11月28日 長崎地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）の亡夫（被災者）は、業務中、同僚の暴行により死亡した。請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、審査官はこれを棄却した。請求人は審査官の決定手続には違法があり、決定の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

労災保険法35条1項（現38条1項）は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」として二段階の不服申立制度を採用し、同法37条（現40条）は、「35条1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。」旨規定して処分の取消訴訟における二段階の裁決前置主義を採ることを宣言している。被告は、右二段階の不服審査と労働保険審査会による差し戻し制度によって審査官の決定の瑕疵の是正措置が講じられているから、中間的な審査官の決定に対しては取消訴訟の提起は許されるべきではない旨主張する。しかしながら、行政事件訴訟法3条3項は「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいうとしており、同法10条2項によれば、原処分取消しの訴訟とは別に、その処分についての審査請求を棄却した裁決取消しの訴訟が許される場合、裁決取消しの訴訟においては裁決中の実体的判断部分を違法事由として主張することは禁止され、裁決主体及び裁決手続に関する違法事由こそが裁決固有の瑕疵として主張することが許されるのであるから、裁決取消訴訟は裁決手続の適法性の確保を目的とし、ひいては公正な手続によって処分を受けるべき私人の権利ないし法的利益の保護を図る制度のものであることができる。そうすると二段階の不服審査が許される場合、中間的な審査裁決に対して裁決取消しの訴えが許されない旨の特段の規定がない限り、中間的な審査裁決手続の適法性の確保の趣旨に照らし、裁決取消しの訴えの提起を否定すべきではないと解する。労審法49条3項（平成8年7月1日施行の改正により、現行法には同趣旨の規定は不存在。）には、被告主張のように「審査会が審査官の決定を取り消す場合であって、事件についてなお審査官による審査を必要があると認めるときは、審査会は、事件を審査官に差し戻すことができる。」と規定しており、なるほど審査会が事件を審査官に差

し戻すことによって審査官の決定手続の瑕疵を是正する方途が講じられているから、中間的な審査官の決定に対し裁決取消しの訴えを認める必要性があるかにつき疑問の余地はなくはないが、右差し戻し制度が認められていることで裁決取消しの訴えを許容して裁決手続の違法性を司法審査の対象とする必要性が消滅したとは考えられないから、前記のように解することの妨げとはならないというべきである。

被告は、また、審査官の決定に対する取消しの訴えが許されるとしても、労災保険法37条の規定からして審査会の裁決を経た後でなければ訴えの提起は許されないと主張するが、同法37条にいう「当該処分」とは労働基準監督署長のした保険給付に関する決定(いわゆる原処分)のみを指し、審査官の審査請求に対する決定を含まないことは行政事件訴訟法、行政不服審査法の用語例及びその文理に徴して明らかである。そして、仮に審査会の裁決を経た後でなければ中間的な審査官の決定に対して訴えの提起ができないとしても、行政事件訴訟法8条2項1号を類推適用し、審査会に対して再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないときは中間的な裁決に当たる審査官の審査請求に対する決定に対して取消訴訟を提起できると解すべきである。

(中略)

前記の二段階の不服審査制度のもとで、審査官は、労災補償保険行政についての専門的立場から、独任制官庁として、原処分庁とは別個に独立して簡易迅速に証拠資料を収集し、かつ参与の意見を徴して事実の認定と評価をなしたうえ、法令を適用して審査請求事件につき決定をなすことにより、可及的速やかに行政処分を確定させ不安定な状態を解消することを職責としているのであり、労働省内部の行政組織の一部門として、法令及びその解釈適用に関し労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然であるというべく、そのことの故をもって、審査官が原処分庁とは別途に独自の立場で収集した証拠資料に基づいた事実の認定と評価が通達等に拘束されることにはならず、審査官の固有の判断権限は確保されているから、審査官が労働省内部の通達等に拘束されることで審査官による審査制度の趣旨が没却されるとは解し難い。

(中略)

昭和59年8月22日、長崎労働基準局において開催された参与会に、被告及び参与4名(労働者代表X1、X2、使用者代表Y1、Y2)のほか、同局労災補償課長Z1、同課長補佐Z2、地方労災監察官2名(Z3、Z4)及び本件事案を担当しない審査官2名(Z5、Z6)が列席したことは当事者間に争いがない。証人Z1及びX1の各証言並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 長崎労働基準局においては、従来から1回の参与会において数件の審査請求事件につき参与の意見を聴取するため、それぞれの事件を担当する審査官がすべて列席するならわしであり、また、労災補償課長ら労働基準局職員は、時折り参与から法令の解釈及び取扱い、先例の有無等について質問される場合があり、これに備えて出席することになっていた。

参与会の進行は、3人の審査官のうち先輩格の1人が進行役を務め、当該事案を担当する審査官が事案の概要を説明した後、各参与の意見を求め、最後に労働基準局職員らに対して、慣例上、「原処分庁の意見はないか。」あるいは「原処分庁の意見はいかがか。」という形で発言を求めたうえ、次の事案に移るという手順で行われてきた（本件訴訟が提起された後は、「原処分庁の意見はいかがか。」など労働基準局職員に対して発言を求めることはなされなくなった。）

- (2) 昭和59年8月22日の本件参与会は25審査官の司会で開始され、4件の審査請求事件について参与の意見聴取が行われたが、本件事案については、まず被告が、原告の審査請求書及び意見書、原告からの事情聴取の結果調査、長崎労働基準監督署長の意見書並びに被告が職権で調査した資料等に基づいて説明した。

(中略)

原告は、右労災補償課長らの参与会への出席は、審査官の判断を労働省通達等に従わせるための監視、監督にほかならないとして、本件審査手続の違法を主張する。

ところで、労審法、同法施行令及び同法施行規則には、審査官がどのような方法、形式で参与の意見を徴するかにつきなら規定していないから、審査官は参与の意見を尊重しなければならないという同法施行令8条の規定の趣旨に反しない限り、適宜の方法でこれをなすいうべきである。しかして、長崎労働者災害補償保険審査官は、従来から慣行的に右認定のような方式で参与会を開いて参与の意見を徴していたのであるところ、参与会に出席した右職員らが専ら参与に対し労災保険制度に関する法令・通達等ないしは当該事案の処理上参考となるべき先例等を指摘説明してその知識を補充し、その意見具申の参考に供することは、参与の意見をして労使の単なる利益代表者の意見にとどまらせず、公益の立場からの意見の形成に寄与し、ひいては審査官が参与的確な意見を徴しうる素地ともなりうるものであり、参与会における右職員らの出席が参与に対する参考資料の提供にとどまり、審査請求に対する監視、監督者としての立場からの意見を陳述にわたるようなことのない限り、審査官が参与から意見を徴するについての1つの実効的な方法と思料され、審査官制度の趣旨を没却するものではありえないというべきであり、原告の主張は失当たるを免れない。

また、本件事案を担当しない他の審査官が同席することは、前述のとおり、審査官が参与の意見を徴する形式、方法についての法令上の定めはないものの、独任行政官たる審査官の職権の独立の見地からしても必ずしも適切とはいえない点はあるが、前認定のとおり数件の事案についての参与の意見を効率的に聴取するうえでの便宜上のことであり、前掲各証拠によっても、右参与会においてこれらの審査官が被告に対して特段影響力のある意見を述べた事実は認められず、ただ同席しただけで被告の判断に影響を及ぼしたとは考えられないから、いわゆる他事考慮による裁決があったと認定できないのは明らかである。

労審法施行令11条は、審査官は審査請求の審査にあたり請求人及び原処分庁の説明

を求めるべき旨を規定している。前認定のとおり、昭和59年8月22日に行われた参与会に被告が提出した資料中には、原告の意見書及び原告からの事情聴取書、原処分庁である長崎労働基準監督署長の意見書が含まれており、被告が原告及び原処分庁の意見を聞き、その説明を求めたことは明らかである（ちなみに、労審法13条の2は、審査官は、審査請求人の申立があったときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとしている。）。

ところで、原告は、右参与会に原処分庁の代弁者だけを出席させてその意見を口頭で聞きながら、原告には開催の通知さえしなかったのは公平を欠くと主張する。しかし、右参与会はそもそも審査官が参与の意見を聴取するために開催したものであって、事件の当事者たる請求人原告や原処分庁による口頭論述の手続ではないから、これについて審査官が原告にその開催日時を通知せず、出席の催告をしなかったのはなんら異とするにはあたらないのであり、また、前述認定のとおり、原処分をした長崎労働基準監督署長ないし同署職員が参与会に出席した事実はない。右参与会に列席したのは、前記のとおり長崎労働基準局の職員であって、参与の意見具申に供するため本件事案の処理上参考となるべき先例の指摘をしたにとどまり、事案についての意見にわたることはなかったのであるから、長崎労働基準局の職員が原処分庁の意見を代弁したというにもあたらず、結局、原処分庁の意見が一方的に聴取されたという不公平があったとは認められない。ただ、前認定のとおり、長崎労働基準局で行われる参与会においては、審査官が出席した前記労災補償課長らに「原処分庁の意見はいかがか。」という表現を用いてその意見を求める発問をしていたことが認められ、これは審査官を含め、長崎労働基準局及び同労働基準監督署の内部においては、両官署は実質的に同一組織体とみなされていたことを示すものということができ、前記労災補償課長ら基準局職員が実質的には原処分庁の代弁者であるという原告の受け取り方ももつともな点があり、原告が原処分庁の代弁者には口頭による意見陳述の機会を与えながら、請求人である原告の意見を同様に口頭で聴取する機会を与えなかったことは、一方当事者に偏した審査方法であるというのもあながち理由がない訳ではない（なお、参与会において「原処分庁の意見はいかがか。」という発問の慣習が本件訴訟の提起後廃止されたことは、被告を含む審査官においても右措置が妥当でないとは判断したためと推認される。）

しかし、審査請求人及び原処分庁からの意見聴取を含めて、審査手続をどのように運営するかについては、法令で定めるところのほかは審査官の裁量に委ねられていると解され、審査官において、実質的に法令の規定をないがしろにするに等しいほどの不公平な手続をとるなど、その裁量の範囲を逸脱し、ないしは裁量権を濫用したと認められる場合は格別、審査請求人及び原処分庁から意見を聴取するについて、厳密に同じ方法をとらなかったからといって、直ちに当該審査手続を違法とすることはできないというべきである。

使用者団体の推薦参与Y1参与が訴外会社D社の副所長兼総務課長であること、本件

参与会において同参与が被災者の死亡は業務に起因するものではないとの意見を述べたこと（その具体的内容は前認定のとおりである。）、労働災害保険における保険料徴収上いわゆるメリット制が採られていることはいずれも当事者間に争いが無い。

ところで、労災保険法ないし労審法上、参与が担当する審査請求事件につき一定の関係を有し、または事件の当事者と密接な身分関係に立つ場合に、当該事件についての意見具申の職務の遂行から除斥され、あるいは当事者から忌避され、あるいは自ら回避するという制度は設けられていない。

そして、参与は、もとより審査官と合議体を構成して審査裁決にあたるものではなく、単に審査官に対して意見を述べる機関にすぎないうえ、もともと労働者及び使用者の団体から推薦され、各推薦母体の利益を代表するとまではいえないにしてもそれぞれその立場に基づいた意見を具申することによって審査裁決を適正ならしめる役割を担っているものであり、決して公正中立な第三者的立場に立った意見を述べる職責を負っているものではないことに鑑みると、労審法5条の使用者側代表の参与について言えば、当該参与の所属する企業で発生することのあるべき労災補償保険事故についても、参与として意見を述べることを前提にして、都道府県労働基準局ごとに、各2名の者が2年の任期で指名されているものと解され、参与について除斥等の制度がそのまま妥当するものではないというべきである。

したがって、被告が本件審査請求についてY1参与の意見を求めたことをもって、その手続が本件審査裁決を違法とするだけの瑕疵を帯びるとの原告の主張は採用できない。

審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権に関する判例

昭和54年8月29日 札幌地方裁判所判決（第1審）

昭和56年11月26日 札幌高等裁判所判決（控訴審）

【事件の概要】

請求人（原告）は、「腹部・胃・十二指腸潰瘍」を発症し、この疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、当該疾病は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をし、受理後、審査官に監督署長から提出された意見書、証拠物件の閲覧を請求したところ、審査官はこれを拒否したため、請求人はこの処分の取消しを求めて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

（第1審）

労災保険法35条1項（現38条1項）に定める労働者災害補償保険審査官に対する審査請求手続において請求人に、その処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧請求権があるか否かの点につき考えるに、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立については、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、行審法の定めるところによるから、労災保険法に基づく各種給付の不支給決定処分に対する審査請求における審査手続についても一般に、行審法が適用される場所であるが、労災保険法36条（現39条）は行審法第2章第1節、第2節（18条及び19条を除く）及び第5節の規定の適用をことさら排除する旨規定し、それに代えて労審法はその第2章（現第1章第2節）に手続的規定を設けているものであるから、右手続には行審法33条の適用は排除され、かつ、右労審法第2章中には審査関係書類等に対する審査請求人の閲覧請求権を認める規定は存しないことにかんがみると、右手続においては審査請求人には審査関係書類等に対する閲覧請求権を有するものと解することはできない。原告は右のように解すると憲法31条に反するかの如き主張をするが、憲法31条が行政手続における告知聴問の機会付与の原則或いはその根底にある適正手続の原則を定めたものであるか否かはさておき、仮にこれを肯定的に解するとしても、右の各原則は、必ずしもすべての行政手続、行政不服審査手続において、請求人と相手方行政庁とがそれぞれ自ら主張立証活動を行うことを根幹とするいわゆる当事者主義的手続構造がとられることを要求するものではなく、また、当事者にいかなる手続的権利が存するかは、一律に解することはできず、請求人の求める実体的権利の種類、行政手続の目的、性格効果等の観点から当事者の主張に十分な考慮が払われ、公正な判断がなされる手続的保障があり、かつ、合理的理由がある以上、必ずしも当事者に行政庁又は利害の対立する第三者の意見と証拠を知り、これに反論を加え、証拠を提出する機会を与えなければ行政手続を行ない得ないものではないというべきところ、労災保険法の審査請求手続において

は、審査請求人は保険給付を求めているものであること、右手続は行政処分である各種給付の不支給決定処分の適否を事後的に審査する行政不服審査手続の一つではあるが、なお、大量の事件を迅速に処理する要請があり、また、労災保険給付請求に関する審査手続においては争点は比較的定型化しており、その把握は困難ではないことに加え、審査官は原処分庁から独立した第三者機関であり、公正さが期待できること、審査請求人はその申立により意見を述べる機会が与えられていること（労審法13条の2）、請求人は審査官の決定に不服があるときは更に処分行政庁から独立的地位と職権を有する機関たる労働保険審査会に対して再審査請求を求めることが認められていることを併せ考えると、当該手続において審査請求人に審査関係書類の閲覧請求権を与えないからといって必ずしも前記告知聴問の機会の付与の原則或いは適正手続の原則に反するということはできないし、また、当該手続に行審法33条を類推適用すべきものと解する必要はない。

前述の如く審査関係書類の閲覧請求については法は何ら定めるところがないのであるから、被告審査官はもともとこれに必ずすべき権限も義務も有しないものといわなければならない。

しかし、右閲覧をさせることが、右審査請求手続において、その手続主宰権限の内容として事実上行われることがあり、それが被告審査官の裁量に委ねられているとすれば、被告審査官が不公正な目的ないしは動機をもって審査請求人の閲覧を拒否し、或いは平等原則に違反し、公平妥当を欠く取扱いを行った場合には、なお被告審査官の行為の違法性を認めうる余地があると解されるところ、被告審査官本人尋問の結果並びに原本の存在及び成立に争いのない甲第5号証によれば、被告審査官は本件閲覧拒否につき原告に対し、その理由を明示しなかったこと、被告審査官の当時の年間取扱件数は約2.5件であり、本件閲覧を許可しても審査上特段明白な具体的支障はなかったこと、本件審査書類中には偽造にかかる原告名義の作業日報等が存したことが認められるが、他方同証拠によれば、被告審査官は自らの担当するすべての審査請求事件について、右審査請求手続が職権調査的構造をもつこと、事件の大量性ゆえ簡易迅速な処理を要求されること、参与による意見申述の機会があるため公正さに欠けることはないことの各点を考慮して、審査請求人の審査関係書類に対する閲覧を拒否しており、本件においても単に画一的な扱いをするため原告の閲覧請求を拒否したにすぎないこと、被告審査官は審査請求人の職業性疾病の主張にも十分考慮を払って職権調査を行い、原処分庁が収集した証拠についても原処分庁とは独立した評価を加えていることが認められ、右の事実にてらすと、前示認定事実を以ては未だ被告審査官が不公正な目的ないし動機をもって原告の閲覧を拒否し、或いはこれにつき不平等、公平妥当を欠く取扱いをしたものと断定することは難しいといわざるをえない。

(控訴審)

地方公務員災害補償法51条4項（現5項）は、同法の定める補償に関する決定に対

する審査請求については行審法が適用されるものとする規定しているから、審査請求人には行審法33条の閲覧請求権も認められていることになる。しかし、地方公務員の災害補償制度と労働者災害補償保険の制度とは、その制度の仕組み、内容が異なるうえに、不服審査制度の仕組みも必ずしも同一ではないから、地方公務員災害補償法の定める補償に関する決定に対する審査請求人に右閲覧請求権が認められているからといって、労災保険法に基づく保険給付の決定に対する審査請求人に同様の閲覧請求権が認められると解しなければならないものではない。

審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことが、審査手続の重大な瑕疵となるか否かに関する判例

昭和60年6月28日 大阪高等裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）の亡子（被災者）の死亡は業務上の事由によるものであるとして、請求人は、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求した。審査官は、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えずに決定をしたところ、請求人は、このような審理手続による決定は違法であるとして、原処分 of 取消しを求めると併せて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

労審法13条の2が審査請求人に口頭による意見陳述権を付与した趣旨は、原処分に対する不服理由を原処分の直後に、しかも原処分庁に最も近い関係にある審査官に対し、簡易に主張させることにより審査請求人に攻撃防禦を十分に尽させ、実質的に公正な審査請求を受ける権利を保障すると共に、審査官の決定手続を適正ならしめるよう手続的に担保することにあると解され、審査請求人の基本的かつ重要な権利であるというべきところ、例外的に付与しなくてよい場合を定めた規定もなく、限られた場合にせよ審査官に意見陳述の機会の付与の要否の判断を委ねていると解すべき根拠を見出しがたい。

前項判示のとおり本件口頭陳述権は審査官の審査手続において、審査請求人に実質的で公正な審査請求をうける権利を簡易な方法で保障し担保するものであるところ、審査会で口頭陳述権が保障されたとしても、審査会における機会は原処分後時間的にもはるかにおくれるものであり、審査会が中央官庁である点に照らせば、原処分の直後に地元官庁であり、しかも審査会とは別個独立の組織である審査官の決定手続において口頭により意見の陳述をなし得なかつたとすれば、口頭陳述権のもうけられた前記の趣旨、目的は到底代替的にも実現されたとはいえず、右決定手続において審査請求人たる原告が十分な意見を述べる機会を失ったという不利益はぬぐいがたいというべきである。

さらに、仮に審査手続の瑕疵が再審査手続で治癒されるとすれば、審査官の決定手続運用が安易便宜に流れ、極論すれば、最終的な再審査請求で口頭陳述の機会さえ与えれば足りるということに等しくなりかねず、ひいては審査官の決定手続における口頭による意見陳述権を設けた規定は事実上空文化するおそれなしとしない。以上の次第で、再審査手続における口頭陳述権付与により審査官の決定手続における口頭による意見陳述権付与の瑕疵が補正ないし治癒するものと解すべきではない。

よって、被告審査官の前記抗弁はいずれも理由がない。

してみると、被告審査官が審査手続において審査請求人たる原告から口頭による意見

陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法というほかはない。

そして、本件口頭による意見陳述権の重要性に照らせば、本件決定の手續には重大な瑕疵があるものというほかなく本件決定は取消を免れない。

法定の審査請求期間を徒過した審査請求に関する判例

昭和59年10月30日 広島高等裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、昭和50年9月6日付けで監督署長がなした障害補償給付の支給処分に対して、昭和51年11月1日に至って審査請求をした。審査官は、当該審査請求については、正当な理由なく審査請求期間を徒過してなされたものであるとして、これを却下したところ、請求人は原処分の取消しを求めて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

本件訴えは労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付に関する決定（本件処分）の取消しを求めるものであるところ、同法35条（現38条）、37条（現40条）によれば、労働者災害補償保険審査官に対する審査請求及び労働保険審査会に対する再審査請求を経由しなければ右決定に対する訴えを提起することができない、と規定されて、不服審査前置主義が採用されているところ、その審査請求をし得る期間については、労働保険審査官及び労働保険審査会法8条1項によれば、その本文で原処分のあったことを知った翌日から起算して60日以内になければならないこととされている一方、但書によって、右期間経過後の場合といえども、「正当な理由により右期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りでない。」との救済措置が設けられている。

被告が昭和50年9月6日付で本件処分をしたことは、当事者間に争いがない。

いずれも成立に争いのない甲第8号証（乙第2号証の7）、乙第2号証の1、2、5、6によれば、本件処分の通知は書面（甲第8号証）をもって、昭和50年9月8日ごろまでに原告に到達し、また同書面には処分に不服がある場合の不服申立の期間方法についての記載がされていたことが認められるので、原告に遅くとも同月8日には本件処分のあったことを知り、かつ不服申立手続に関する教示もされているというべきである。したがって、この点に関する原告本人の供述は措信し難い。

また、原告は昭和51年11月1日に審査請求をしたことは当事者間に争いがないので、右審査請求が原告において本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して法定の60日間の期間を大幅に超えてされたものであることは明らかである。

そして審査請求が遅延した理由についても、成立に争いのない乙第2号証の13及び原告本人尋問の結果によれば、要するに、原告は一旦異議なく本件処分に基づく給付金を受領したものの、昭和50年11月にA病院において右手示指の神経手術を受けたが、その後の経過が思わしくなく、外科後処置から労災復帰するため療養補償給付の申請に関する手続をしていたことによるものであると認められるところ、右のような事情は、本件処分に対する審査請求を法定期間内にすることができなかったことにつき、前記法条但書所定の「正当な理由」となり得るものでなく、また他にこれを認めるに足りるだ

けの証拠も存しない。

そうすると、原告の右審査請求は法定期間を徒過してされ、かつ右期間の徒過につき正当な理由もない以上、不適法なものというほかなく、しかも成立に争いのない乙第3号証及び原告本人尋問の結果によれば、原告が昭和52年4月8日任意に右審査請求の全部を取り下げていることさえ窺われるのであって、結局、原告において本件処分につき労働者災害補償保険法所定の不服審査手続を経由していないことが明白である。

しかして、行政事件訴訟法8条2項所定の不服審査前置の除外事由につき原告から他に特段の主張立証のない本件においては、本件訴えは訴訟要件を欠き、不適法であるといわざるを得ない。

法定の再審査請求期間を徒過した再審査請求に関する判例

昭和59年9月26日 広島地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、昭和49年4月20日の業務中に「くも膜下出血」を発症した。請求人は、当該疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、審査官は昭和50年2月5日付けでこれを棄却した。請求人は、昭和53年9月11日に至って、労働保険審査会に再審査請求したが、審査会は、正当な理由なく再審査請求期間を徒過しているとして、これを却下した。その後請求人は、監督署長の処分の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

処分の取消しの訴えは、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、右裁決を経た後でない限り提起できず（行政事件訴訟法8条1項）、なお、審査請求が不適法であり、それを理由として却下された場合には、右裁決を経たものといえないと解するのが相当である。

労災保険法35条1項（現38条1項）には、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨を、同法37条（現40条）には35条1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない旨を定めており、また労審法38条1項には、再審査請求は審査請求に対する決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にならなければならない旨定めている。

前記事実によると、原告の再審査請求は、右法定の請求期間を徒過した不適法なものであることが明らかである。

原告は、前記審査官の決定書謄本が郵送された当時、原告がその内容を了知し得る状態でなかった旨主張し、証人A1の供述中には右主張に副うような部分があるが、後掲証拠に対比すると、右供述部分は容易に信用し難く、他に右主張を認めるに足りる証拠はない。

かえって、原本の存在と成立に争いがない甲第4号証、第8号証、成立に争いのない乙第4号証の1によると、原告は、昭和49年7、8月ころ、右半身は麻痺し、失語症も加わって理解力は低下していたが、意識は回復し、医師の指示に反応できる状態にまで回復し、同年9月26日には前記審査請求を提出していることが認められ、これら事

実によると、原告は審査官の決定書謄本を受領した昭和50年2月中旬ころは、右決定の内容を了知し得る状態にあったものと推認できる。

そうすると、原告の再審査請求を不適法として却下した判決は正当であり、原告の、本件処分の取消しを求める主位的訴は再審査請求に対する判決を経ないでなされた不適法な訴といわざるを得ない。

審査官の不作为に関する判例

昭和43年5月22日 名古屋地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、業務上の事由による負傷により療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、監督署長は、昭和41年7月31日をもって症状固定と認定し、その後の給付について支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、請求から1年余が経過しても決定がなされないため、審査官を被告として違法確認を求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

原告が昭和40年8月25日頃業務上の負傷をし、同日以降名古屋北労働基準監督署長より労働者災害補償保険法に基づく療養補償等の保険給付を受けていたこと、同署長が昭和41年7月31日以降右保険給付の支給打切りを決定し、同年8月26日付書面でこれを原告に通知し、原告は右決定通知書を同月31日に受取ったこと、原告は右決定を不服として、被告に対し右決定の取消を求める審査請求をなした（但し審査請求の日を除く。）こと、被告は本件審査請求について昭和43年2月8日「請求棄却」の決定をし、右決定は同月11日原告に到達したことは当事者間に争いがない。

右事実よりすれば、被告は本件審査請求につき裁決をなしたものであり、被告にはもはや不作为は存しない。従って原告は被告の不作为の違法を確認する利益を有しない。

結局本訴請求は不適法であるから却下を免れない。

審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がなされない場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求を経ずに処分の取消の訴えを提起することができるかに関する判例

平成7年7月6日 最高裁判所第一小法廷判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、業務上の事由による負傷により療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、監督署長は、昭和54年12月20日をもって治ゆと認定し、その後の給付について支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、請求から3か月以上が経過しても決定がなされないため、原処分の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求することができるものとされ（労働者災害補償保険法35条1項（現38条1項））、また、保険給付に関する決定の取消しの訴えは、再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないものとされている（同法37条（現40条））。すなわち、保険給付に関する決定に対する不服については、二段階の審査請求手続が定められるとともに、処分の取消しの訴えと審査請求との関係について行政事件訴訟法（以下「法」という。）の採る自由選択主義の原則（法8条1項本文）の例外である裁決前置主義（同項ただし書）、それも再審査請求に対する裁決の前置主義が採られているのである。しかし、法は、裁決前置主義が採られている場合であっても、その例外の一つとして、「審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき」は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができるものとしている（同条2項1号）（なお、法に「審査請求」というのは、法3条3項により、審査請求、異議申立てその他の不服申立てをいうものとされている。）。本件においては、本件訴えが法8条2項1号の要件を満たしているかどうか、本案前の争点となっている。

1. 法8条2項1号は、裁決前置主義が採られている場合であっても、裁決庁の裁決が遅延することによって国民の司法救済が遅れるという事態を回避するために、裁決前置主義を緩和すべき1場合を定めるものである。行政処分について、二段階の審査請求手続が定められ、かつ、第二段階の審査請求に対する裁決の前置主義が採られている場合に、仮に法8条2項1号の「審査請求」が第二段階の審査請求だけを指すものであるとすれば、第一段階の審査請求に対する裁決が遅延するときには、行政処分の取消しを求める者は、同号の適用によって司法救済を受けることができず、第一段階の審査請求に対する裁決について不作為の違法確認の訴えを経なければ、処分の取消しの訴えを適法に提起し得ないこととなる。このような事態は、国民の司法救済の道を不当に閉ざすものであるといわなければならない。右の場合には、法律に特段の定めがない限り（国税通則

法115条1項1号、75条5項参照)、法8条2項1号の「審査請求」は、第一段階の審査請求と第二段階の審査請求のいずれをも指し、そのいずれに対する裁決が遅延するときにも、同号が適用され、裁決前置主義が緩和されるものと解すべきである。

- 2 労働者災害補償保険法は、前記のとおり、保険給付に関する決定に対する不服について、二段階の審査請求手続を定め、かつ、取消しの訴えにつき第二段階の審査請求に対する前置を定めている。その趣旨は、多数に上る保険給付に関する決定に対する不服事案を迅速かつ公正に処理すべき要請にこたえるため、専門的知識を有する特別の審査機関を設けた上、裁判所の判断を求める前に、簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と慎重な審査を行い併せて行政庁の判断の統一を図る第二段階の再審査請求とを必ず経由させることによって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性のあるものとしようとするところにあると解されるから、再審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えが提起されることは、本来同法の所期するところではないといえる。

しかし、そうであるからといって、これらの定めから、保険給付に関する決定について、法8条2項1号の「審査請求」を第二段階の審査請求に限定するとの趣旨を読み取ることができないのみならず、労働者災害補償保険法は、審査請求に対する決定が遅延した場合に決定を経ないで再審査請求をすることを許容するなど、その遅延に対する救済措置の定めを置いていないのであって、それにもかかわらず、第一段階の審査請求についての法8条2項1号の不適用を定めたものと解するならば、国民の司法救済の道を不当に閉ざす結果を招くことは明らかであるから、そのような解釈は採り得ないといわなければならない。

- 3 したがって、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をした日から3箇月を経過しても決定(法8条2項1号の「裁決」に当たる。)がないときは、審査請求に対する決定及び再審査請求の手続を経ないで、処分取消しの訴えを提起することができるものというべきである。
- 4 そうすると、原判決には法8条2項1号の解釈適用を誤った違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであることから、論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、本件訴えを却下した第一審判決を取り消して、本件を第一審に差し戻すべきである。

よって行政事件訴訟法7条、民訴法408条(現326条)、396条(現313条)、386条(現305条)、388条(現307条)に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力に関する判例（参考）

昭和27年12月27日 松山地方裁判所判決

【判決の要旨】

一身専属的事項について訴願が提起され裁決前に訴願人が死亡した場合には、相続人において当然訴願手続を承継するから、訴願を受理した裁決庁は相続人に対して裁決をするを原則とするが、裁決庁において死亡の事実を知らなかったため被相続人を訴願人と表示し、裁決した場合でもその裁決は相続人に対する裁決としての効力を生ずるものと解すべきである。

